

\\ 10分でわかる！ //

2023年3月IAASBボード会議 及び 2023年4月IAASBボードコール



【説明者】

大生川 輝正（当協会研究員）

永田 滋（当協会研究員）

井坂 久仁子（当協会研究員）

IAASBのスケジュール（2022年～2025年）

プロジェクト名	2022年				2023年				2024年				2025年			
	Mar	Jun	Sep	Dec	Mar	Jun	Sep	Dec	Mar	Jun	Sep	Dec	Mar	Jun	Sep	Dec
LCE（複雑でない企業）の監査基準				ED	★		承認	PIOB								
監査証拠（ISA 500）			ED							承認	PIOB					
不正（ISA 240）								ED					承認	PIOB		
継続企業（ISA 570）	PP				★							承認	PIOB			
上場企業及びPIE（社会的影響度の高い事業体）	トラック1	ED				承認	PIOB									
	トラック2	PP			★		ED					承認	PIOB			
サステナビリティ報告の保証			PP		★	ED					承認	PIOB				
2024年から2027年の戦略及び作業計画				ED				承認								

※ PP：IAASBボードでのプロジェクト・プロポーザルの承認

ED：IAASBボードでの公開草案又はコンサルテーション・ペーパーの承認

承認：IAASBボードでの最終承認予定

PIOB：PIOBによる最終承認予定

1 LCE（複雑でない企業）の監査基準

プロジェクトの概要

- 複雑でない企業（Less Complex Entities : LCE）向けに、ISAと同じ保証水準の国際監査基準をISAとは別個に作成するプロジェクト
- 2021年7月に公開草案が公表され、2022年1月31日までコメントが求められていた。

2023年3月ボード会議の審議概要

- ISA for LCE案の以下のパートの議論が行われた。
 - ▶ Part 2 監査証拠及び文書化
 - ▶ Part 3 監査業務の品質マネジメント
 - ▶ Part 4 監査契約の新規の締結又は更新及び初年度監査
 - ▶ Part 5 計画
 - ▶ Part 6 リスクの識別と評価
 - ▶ Part 7 見積りに関連する要求事項
- ISA 800シリーズに関する今後の方針の方向性の確認が行われた。

タイムライン

2022年1月31日：公開草案コメント期限

2022年6月：ボード審議

2022年9月：ボード審議

2022年12月

ISA for LCEのうち「グループ財務諸表の監査」パートの公開草案審議

公開草案の公表：2023年1月24日

コメント期限：2023年5月2日

2023年3月

ボード審議



2023年9月

最終基準承認予定

2

継続企業

プロジェクトの概要

- 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。

2023年3月ボード会議の審議概要

- 国際監査基準（ISA）570（改訂）「継続企業」の公開草案が承認、公開草案の意見募集期間は120日間
- 主な改訂分野
 - ▶ リスクの識別と評価
 - ▶ **継続企業の評価が行われる期間**
 - ▶ 企業外部からの情報
 - ▶ 用語
 - ▶ 監査技術-テクノロジーの利用
 - ▶ 継続企業の前提に関する経営者の評価
 - ▶ 職業的専門家としての懐疑心
 - ▶ **継続企業に関連する監査人の責任と業務に関する透明性**

タイムライン

2022年3月：プロジェクト・プロポーザル承認

2022年6月：ボード審議

2022年9月：ボード審議

2022年12月：ボード審議

2023年3月

公開草案承認

公開草案の公表：2023年4月26日
コメント期限：2023年8月24日



2024年12月

最終基準承認予定

3 上場企業とPIE（社会的影響度の高い事業体）

プロジェクトの概要

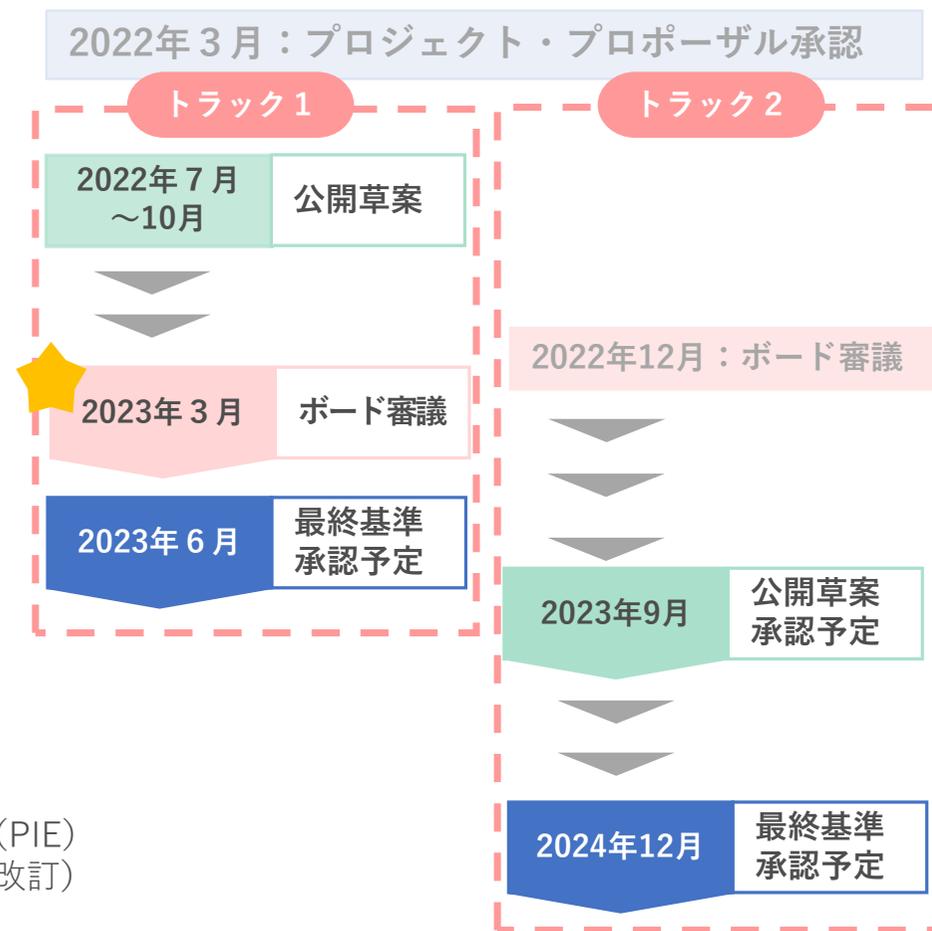
- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA Code）における「上場企業(Listed Entity)」及び「社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity)」という用語の定義を検討するプロジェクトを受けた対応である。
- **トラック1**：特定の事業体(PIE等)の追加の独立性の要求事項を適用した場合の監査報告書における開示を検討する。2022年7月に公開草案が公表され、10月4日までコメントが求められていた。
- **トラック2**：トラック1以外の項目。

2023年3月ボード会議の審議概要

- **トラック1**に関する公開草案(※)に対するコメントの概要の説明と、コメントに対する対応案について審議が行われた。

(※)「IESBA倫理規程の改訂により会計事務所が社会的影響度の高い事業体（PIE）に対する独立性要求事項を適用している場合の開示要求に伴うISA700（改訂）及びISA260（改訂）に対する狭い範囲の改訂案」

タイムライン



4 サステナビリティ報告の保証（1）

プロジェクトの概要

- サステナビリティ報告の**包括的な保証基準**を開発するプロジェクト（名称案：国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」）
- ISSA 5000 は、会計士以外の保証業務実施者も使う前提

2023年3月ボード会議の審議概要

- ISSA 5000の**文案全般**（序説及び付録の保証報告書の文例を除く）の議論が行われた。
- 主な審議項目は次頁、「**トップ10リスト**」のとおり。

- ◆ プロジェクトのタイムラインが前倒しとなった。
 - 公開草案のIAASB承認：2023年9月⇒6月へ
 - 最終基準のIAASB承認：2024年12月⇒9月へ
- ◆ 4月19日のIAASBボードコール（オンライン会議）ではサステナビリティ情報の保証について集中的に審議され、6月ボード会議で審議予定の、序説及び付録（保証報告書の文例）の文案が提示された。（8頁参照）

JICPAウェブサイト
「サステナビリティ保証」ページ
をリニューアルしました。

タイムライン

2022年1月：リサーチ活動開始

2022年6月：ボード審議

2022年9月：プロジェクト・プロポーザル承認

2022年12月：ボード審議

2023年3月 **ボード審議**



2023年4月：ボード審議（ウェブ会議）

2023年6月 **公開草案承認予定**

コメント期限：2023年12月予定

2024年9月 **最終基準IAASB承認予定**

2023年3月IAASBボード会議審議トップ10リスト



定義 (definition)

「**sustainability information**」、
「**disclosure**」等の定義の明確化、追加の用語の定義の提供、
IESBAとの協働

品質管理

他の保証実施者の作業を利用する場合の考え方、及び要求事項の明確化

業務契約の前提条件

要求事項の構成の簡素化

証拠 (evidence)

証拠として使用することを意図した情報の「正確性と網羅性」を評価 (evaluate) することを追加

重要性 (materiality)

定量的情報の重要性を determine、定性的情報の重要性は consider、と明確化。複数の重要性の使用を強調

内部統制

限定的保証と合理的保証の作業 (work effort) の差異の明確化

リスク対応

全体的な対応に関するガイダンス、
将来情報に対する作業、
サンプリング等の明確化

結論 (concluding)

その他の記載内容
(other information)
の定義、例示、財務諸表との結合に関するさらなる明確化

報告 (reporting)

報告書の文例

⇒2023年4月19日の
ボードコール（オンライン）で文例を提示

最終確認 (final check)

ダブル・マテリアリティ、連結（グループ）情報、不正、サステナビリティ事例などが十分明確かどうか



2023年4月19日 IAASBボードコールの概要

- 全体を通じて、「**職業にとらわれない（profession agnostic）**」基準開発方針が強調されている。
←ISSA 5000 は会計士、監査法人**以外**の保証業務実施者も使う基準
- ISSA 5000 公開草案のIAASB承認を**2023年9月から6月に前倒し**することを決定した。

1. ISSA 5000 序説（introduction）（案）

- 主なボードの意見
 - ▶ ISSA 5000 と共に適用される独立性を含む倫理及び品質管理の規定について、IESBA 規程及びISQM 1 と少なくとも同程度の厳格さ（**at least as demanding**）を要求しているが、分かりにくい。⇒各法域で指針を出す場合がある旨を加筆
 - ▶ 既存のISAE 3410*と新ISSA 5000の関係が今後どうなるのか整理が必要
 - ▶ **適正性の枠組み、準拠性の枠組み**の取扱いの検討が必要

* ISAE 3410 「温室効果ガス報告に対する保証業務」

2. 保証報告書の文例（案）

- ▶ 合理的保証報告書（無限定）
- ▶ 限定的保証報告書（無限定）
- ▶ 一体的（Combined）保証報告書（無限定）
- 主なボードの意見
 - ▶ 無限定以外（除外事項付結論）の文例も示すべき
 - ▶ 「実施した作業の内容」の記載は、合理的保証業務の報告書には不要ではないか？
 - ▶ 保証報告書に記載すべき最低限の基本的な記載事項が分かりにくい。

(参考) ISSA 5000草案 IAASB審議の状況

●は審議があった／あることを示す。
 ●：1回目、●●：2回目、●●●：3回目

	2022年 12月	2023年 3月	2023年 4月	2023年 6月
序説 (範囲、適用日)			●	●●
目的		●		●●
定義	●	●●		●●●
Part 1: 本ISSAに準拠する保証業務の実施		●		●●
Part 2: 基礎的概念、一般原則及び包括的要求事項		●		●●
Part 3: 保証業務の新規の締結及び更新	●	●●		●●●
Part 4: 証拠と文書化	●	●●		●●●
Part 5: 計画	●	●●		●●●
Part 6: 重要な虚偽表示リスク	●	●●		●●●
Part 7: 評価した虚偽表示リスクへの対応		●		●●
Part 8: 結論 Part 8.1: 虚偽表示の集計と検討、Part 8.2: 適用される規準の説明の評価	●	●●		●●●
Part 8.3: 後発事象、Part 8.4: 経営者確認書		●		●●
Part 8.5: その他の記載内容、Part 8.6: 保証の結論の形成		●		●●
Part 9: 報告		●		●●
付録: 報告書文例			●	●●

監査、監査以外の保証業務及びAUPに関する取組



[ホーム](#) > [協会について](#) > [協会の活動](#) > [監査、監査以外の保証業務及びAUPに関する取組](#)

監査

監査以外の保証業務及びAUP

国際監査・保証基準の基礎知識

ショートビデオ

ワークプラン及び適用スケジュール

公開草案等へのコメント

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会